

令和6年度定例監査の結果報告（第4回）について

概 要 版

令和7年3月27日
監 査 委 員

1 令和6年度定例監査結果（令和6年10月1日～令和7年3月4日までに実施した団体等）の概要

（1）実施機関数

実施機関	今回公表分 （第4回）	監査実施分 （第1～3回）	合 計
県 の 機 関	5	70	75
合 計	5	70	75

（2）機関別監査結果

所 管	監査対象機関数		監査結果		
		うち指摘 事項等を 付した機関	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
知事部局等	3	2	1	0	2
教育委員会	2	1	1	0	0
警 察 本 部	0	0	0	0	0
合 計	5	3	2	0	2

※一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。

（3）性質別監査結果

内 容	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
収入（長期未納（滞納繰越分）など）	0	0	0
支出（委託業務や物品購入の契約事務など）	1	0	0
財産（行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など）	0	0	1
工事（工事や補償に係る事務など）	1	0	0
その他	0	0	1
合 計	2	0	2

2 主な指摘事項

（1）工事請負契約について

工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく県知事（建築主事を置く市町村は市町村長）への通知を行っていないかったもの。

（2）通勤手当の支給について

通勤手当の支給において、有料道路利用に係る認定額の算出を誤り、支給額が不足しているもの。

[参 考] 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項の区分（すべて公表事項）

区 分	内 容	対 応
指摘事項	・法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの（※軽微なものを除く）	措置状況を求める
改善を求める事項	・業務の執行等において改善を求めるもの ・長期未納のうち改善を求める必要があるもの	
検討要請事項	・業務の執行等において今後検討を要請するもの	措置状況を求めない

3 監査対象機関別の監査結果について

(単位：件)

	所管	対象機関名	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
1	知事部局等	西部東厚生環境事務所・保健所	0	0	0
2		西部建設事務所（本所、呉支所、廿日市支所、 安芸太田支所、東広島支所）	1	0	0
3		県立広島病院	0	0	2
4	教育委員会	県立忠海高等学校	1	0	0
5		県立広島叡智学園高等学校	0	0	0
合　　計			2	0	2

4 監査結果の概要

	機関名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
1	西部東厚生環境事務所・西部東保健所	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
2	西部建設事務所（本所、呉支所、廿日市支所、安芸太田支所、東広島支所）	【指摘事項】 ○ 工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく県知事（建築主事を置く市町村は市町村長）への通知を行っていないかったもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
3	県立広島病院	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 ○ 今回の監査において、委託契約、工事請負契約及び郵便切手類の管理など財務に係る事務について、複数の不適正な事務処理が散見されたことから、地方独立行政法人広島県立病院機構による運営に移行した後においても、各種法令や規程等を遵守するとともに、組織的なチェック体制の見直し・強化など、内部統制を有効に機能させ、適正な事務執行が確保されるよう要請したもの ○ 前回の監査において改善を求めている固定資産の実地調査について、令和4年度から6年度までの3か年で全ての固定資産の実地調査を行うこととして取り組んでいるが、具体的なスケジュールや手順を定めた実施計画を作成していなかったことから、地方独立行政法人広島県立病院機構による運営へ移行されることを踏まえ、固定資産を正確に把握した上で、貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるよう要請したもの
4	県立忠海高等学校	【指摘事項】 ○ 通勤手当の支給において、有料道路利用に係る認定額の算出を誤り、支給額が不足しているもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
5	県立広島叡智学園高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし